

薬物乱用防止講話(令和6年11月6日)

令和6年11月6日(水)5・6時間目に、全校生徒を対象に薬物乱用防止講話を開催しました。当日は新潟県警察本部生活安全部少年課の職員の方から「薬物乱用の恐ろしさ」と題して講話をしていただきました。薬物は身近な存在になりつつあり、地域や年齢等に関係なく、広がりを見せているということでした。また最近では市販薬を使った乱用事例が増加しているとのことでした。例えばエナジードリンクであってもルールを守っていなければ、危険にさらされるということです。さらに大麻所持等の事例が激増している実態があるようで、12月からは大麻使用についても犯罪となるそうです。薬物は①その依存性、②耐性、③フラッシュバックによって、1回でも使用してしまうと心身に大変危険なものです。そのため薬物に手を出さないようにするためには①ゲートウェイドラッグに手を出さない(20歳未満は飲酒・喫煙をしない)、②はっきり断る(その場から離れる)、③自分を大切にする(きっかけはちょっとした心の隙間)ことだそうです。心配なことや悩みは、薬物ではなく、人に助けってもらうことが何よりも大切であるということでも話を閉じられました。

